

●香川県広域水道企業団告示第15号

令和元年香川県広域水道企業団告示第3号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。
 令和3年10月5日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日	収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日
			提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称					提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称	
旧高松事務所に係る水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）及び高松市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧高松事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	略					旧高松事務所に係る水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）及び高松市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧高松事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	略				
						旧丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧丸亀事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）					

					ン株式会 社	ヤマザキ、 ヤマザキ デイリー ストア、 ヤマザキ スペシヤ ルパート ナーショ ップ及び ニューヤ マザキデ イリース トア
					ミニスト ップ株式 会社	ミニスト ップ
					株式会社 セイコー マート	セイコー マート及 びハマナ スクラブ
					株式会社 しんきん 情報サー ビス	MMK設 置の店舗
					株式会社 ポプラ	ポプラ、 生活彩家、 くらしハ ウス及び スリーエ イト
					国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社	コミュニ ティ・ス トア
旧観音寺事務所に係る	略	旧観音寺事務所に係る	略			

料金及び観音寺市から
企業団が収納を受託し
た下水道使用料等のコ
ンビニにおける収納事
務（旧観音寺事務所の
水道料金システムを使
用して作成した納入通
知書によるものに限る。）

料金及び観音寺市から
企業団が収納を受託し
た下水道使用料等のコ
ンビニにおける収納事
務（旧観音寺事務所の
水道料金システムを使
用して作成した納入通
知書によるものに限る。）

旧さぬき事務所に係る 料金及びさぬき市から 企業団が収納を受託し た下水道使用料等のコ ンビニにおける収納事 務（旧さぬき事務所の 水道料金システムを使 用して作成した納入通 知書によるものに限る。）	SMB Cファ イナン スサー ビス株 式会社	愛知県 名古屋 市中区 丸の内 三丁目 23番20 号	株式会社 セブン イレブン	セブン イレブン	平成 31年 4月 1日
			株式会社 ファミリー マート	ファミリー マート	
			株式会社 ローソン	ローソン	
			山崎製パ ン株式会 社	デイリー ヤマザキ ヤマザキ デイリー ストア ヤマザキ スペン シャル パート ナーショ ップ及び ニュー ヤマザ キデイ リース ストア	
	ミニスト ップ株式 会社		ミニスト ップ		

				<table border="1"> <tr> <td>株式会社 セイコー マート</td> <td>セイコー マート及 びハマナ スクラブ</td> </tr> <tr> <td>株式会社 しんきん 情報サー ビス</td> <td>MMK設 置の店舗</td> </tr> <tr> <td>株式会社 ポプラ</td> <td>ポプラ、 生活彩家、 くらしハ ウス及び スリーエ イト</td> </tr> <tr> <td>国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社</td> <td>コミュニ ティ・ス トア</td> </tr> </table>	株式会社 セイコー マート	セイコー マート及 びハマナ スクラブ	株式会社 しんきん 情報サー ビス	MMK設 置の店舗	株式会社 ポプラ	ポプラ、 生活彩家、 くらしハ ウス及び スリーエ イト	国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社	コミュニ ティ・ス トア	
株式会社 セイコー マート	セイコー マート及 びハマナ スクラブ												
株式会社 しんきん 情報サー ビス	MMK設 置の店舗												
株式会社 ポプラ	ポプラ、 生活彩家、 くらしハ ウス及び スリーエ イト												
国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社	コミュニ ティ・ス トア												
<p>旧三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧三豊事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</p>	<p>略</p>	<p>旧三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧三豊事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</p>	<p>略</p>										
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>		<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表において「旧丸亀事務所」とは、旧条例別表第3に規定する丸亀事務所をいう。</p> <p>4 略</p> <p>5 この表において「旧さぬき事務所」とは、旧条例別表第3に規定するさぬき事務所をいう。</p> <p>6 略</p>											